

2005年12月1日発行

21世紀COEプログラム

男女共同参画社会の法と政策

ジェンダー法・政策研究センター

Gender Law & Policy Center

アエルビル19階(JR仙台駅前)

News LETTER No.9

CONTENTS

| | |
|---------------------------------------|----|
| はじめに _____ | 01 |
| パリ国際シンポジウム報告 _____ | 02 |
| シンポジウム | |
| 「どこまで進んだ大学の男女共同参画」開催 _____ | 05 |
| 第5回「東北大学100周年記念セミナー」 開催のお知らせ _____ | 05 |
| 平成17年度COE留学生紹介 _____ | 06 |
| 研究会報告 _____ | 07 |
| ニューヨーク拠点便り _____ | 09 |
| 海外のジェンダー法・政策関係機関との連携 _____ | 10 |
| 関連学会・研究会日程 _____ | 11 |

お問い合わせ

21世紀COEジェンダー法・政策研究センター
〒980-6119 仙台市青葉区中央1丁目3-1
アエルビル19階
TEL:(022)723-1965
<http://www.law.tohoku.ac.jp/coe>
東北大学大学院法学研究科COE支援室
〒980-8576 仙台市青葉区川内27-1
TEL:(022)795-3740
E-mail:21coe@law.tohoku.ac.jp

はじめに

パリシンポ、中間評価を終えて 後半にむけての再スタート



21世紀COEプログラム
「男女共同参画社会の法と政策」
拠点リーダー

辻村みよ子

2005年9月に、1年がかりで準備してきたパリ拠点主催シンポジウムが、無事終了しました。パリ市4区にある17世紀の歴史的建造物であるHôtel de Beauvais（現在は、パリ行政控訴院）を会場として、フランス比較立法協会との共催で、「両性平等と積極的差別是正措置(discrimination positive)」をテーマとして開いたこのシンポジウムには、法学・社会学・フェミニズム思想・歴史学などの日仏の専門家たち約70名が集まりました。D.カピタン(パリ第1大学)教授の司会のもと、平等論、パリテ、ポジティブ・アクション研究の第一人者である、D.ロシャック、J.モスュラヴォ、G.カルヴェス教授らのフランス側報告に加えて、日本側からは、植木俊哉東北大学法学研究科長挨拶に続いて、辻村みよ子・山元一・嵩さやか(以上、東北大学)水町勇一(東京大学)各教授が報告を行い、大変活発な質疑・討論が続きました。在パリ日本文化会館副館長の列席や地下の荘厳なカーヴでのレセプションなどを通じて、日仏文化交流にも役立つ活動ができたと思います(2-4頁をご覧ください。また報告・討論の内容は、ホームページ、とくにフランス語版に掲載されています)。報告内容は今後フランスで出版する予定であり、男女平等の基本原則やポジティブ・アクションに関する理論的研究成果として有意義なものになることを期待しています。

ついで2005年10月には、21世紀COEプログラム(平成15年度)の中間評価結果が公表されました。本拠点の活動に対しては、「これまで、多面の領域につき横断的に、6つのクラスターの作業、研究センターの開設、パリ拠点の設置、シンポジウムの開催、機関誌の発刊等を通して、極めて活発・旺盛な活動が展開されており、第1段階については、相当程度、本プログラムは、狙い

に叶った実質的な成果を上げつつあるといっており、「研究の社会的・制度的・実践的条件はかなり整備されてきている」として、ジェンダー問題に関する啓発・運動・開発面について高い評価を頂くことができました。反面、「他学問領域の角度も取り入れて理論武装し、知的基盤を築くという第2段階への橋渡し」や、「法・政策・実証のもととなるアプローチの手法」について今後の課題を指摘して頂きました。そこでは、「本プログラムには、ジェンダー法学会の軸としての展開が期待されているところでもあり、さらにネットワークを広げながら、これからは第3段階を見据えた上で、少し歩を急ぎ、第2段階の目標を実現させていくことが望まれる」として、今後、「プログラム全体に流れる理論の構築(第2段階)」や「政策的提言(第3段階)」にむけて一層の努力が必要であるとされています。

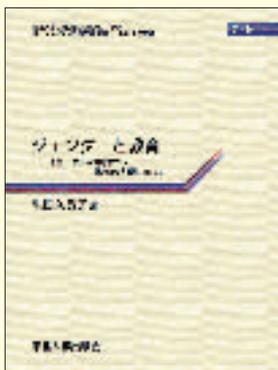
2003年秋から約一年半の活動を対象とし、予定した成果の一部(例えば叢書12巻のうち第3巻まで)しか公表されていない段階の評価としては、きわめて適切で、新しい研究分野の意義や活動内容を大変よく理解して評価して頂いたと考えています。同時に、今後の課題についても、正鵠を得た指摘をして頂いたことを真摯に受け止め、さっそく評価結果を踏まえて今後の企画・運営をみなおしてゆく所存です。

5年間のプログラムの中間地点を振り返り、今後も、たしかな目標に向けて、「研究のウイングを拡げつつ」「少し歩を急いで」進んでゆきたいと念じています。

皆様には、これまで以上に温かいご支援やご叱責、ご意見などを賜れますよう、どうぞよろしく御願いいたします。

成果の出版

ジェンダー法・政策研究叢書 年報(日本語・外国語) ニュースレター パンフレット(日・英・仏語)



『ジェンダー法・
政策研究叢書』
第4巻
が刊行されました。



パリ国際シンポジウム報告

パリシンポジウムを振り返って

形式的平等から実質的平等へ：平等概念の変化と言葉をめぐる議論

パリで行われた東北大学ジェンダー法・政策研究センターとフランス比較立法協会との共同開催によるシンポジウム「Égalité des sexes et discrimination positive Une analyse comparative: Union-Européenne, France, États-Unis, Japon(両性平等と積極的差別は正措置 比較分析:EU、フランス、アメリカ、日本)」は参加者の間で活発な議論が交わされ、成功に終わりました。シンポジウムを終えて内容を振り返ってみるとシンポジウムの準備段階で予想された議論と同じ議論が行われたことに気がきました。議論となったのは、女性と男性の不均衡を是正するための特別措置で、また(一般的かつ抽象的な)形式的平等を超えて(実効的かつ実際の)実質的平等を保障しようとする特別措置を 用語的に どのように性格づけるのかということだったからです。実は、準備段階で既に、「discrimination positive(積極的差別)」ではなく「ポジティブ・アクション」という用語をタイトルにした方がいいのではないかという意見がありました。それは「discrimination positive」に含まれる「discrimination」の持つ意味が、否定的な意味の「差別」であるためにこの用語を使用することについて過去に多くの批判がなされたためです。そのため一般的に浸透している「ポジティブ・アクション」という用語の方が問題が少いという意見です。しかし、あえて「discrimination positive」を使った理由は「discrimination positive」という言葉がフランスで徐々に研究者の間でも用いられるようになってきたこと、そして法律用語の大辞典である『Vocabulaire juridique』の第7版から「discrimination positive」が、「[広義] 実質的平等を実現するために形式的平等と引き換えに実施される政策であり、市民の中で不利な扱いをされたカテゴリーに対し補償的措置を通じて行われる優遇的取り扱い。その一例としてアメリカで試験的に導入されたアファーマティブ・アクションが挙げられる」という定義で収録されたことです。つまり、この用語の意義が認められ始めているのです。付言すれば、フランス語の「discrimination positive」という言葉は、その中にフランスという国の風土を内在化することを可能にするといえます。

比較法の研究会である以上、比較の対象となるものに国ごとに微妙な差異が生じることはやむを得ません。用語そのものさえも多様性の中で変化していくものであると考えれば、無理に名前を変更することもないのではないかと思います。研究会のタイトルに使ったわけです。各国で行われている「ポジティブ・アクション」を一堂に並べるという比較的手法を用いることで、まず、共通点を析出することができます。そこで析出された共通点こそが「ポジティブ・アクション」の核、構造、エッセンスであること

は言うまでもありません。さらに比較することでみえる相互の差異、つまり特徴、個性を析出することもできます。アメリカから始まった「アファーマティブ・アクション」が世界各国の風土の中で独自の進化を遂げながら「ポジティブ・アクション」としてより発展していくとすれば、そのダイナミズムを評価し研究しなくなるのは自然の成り行きといえます。フランスの「ポジティブ・アクション」が日本より積極的に行われていることは周知のことであり、その個性の一端が「discrimination positive」として現れているのではないかと思います。

仏日の報告者の考えをまとめると
以下のようになると思われま

このような躊躇や検討を経て、「discrimination positive」という用語をタイトルに入れて、シンポジウムを開催することになったわけですが、やはり議論が集中した点は「discrimination positive」という用語の問題でした。シンポジウムでは導入報告として、辻村みよ子教授がポジティブ・アクションの持つ意味と各国の取組み例を通してその多様性を説明し、さらに「discrimination positive」という用語の持つ危険性についても説明しました。また、日本の政治状況において男女平等に反対する政治勢力があることもあって、批判材料に使われる恐れの大いなる用語を使うことは避けた方がいいと述べました。辻村教授の導入報告に続いて水町勇一郎助教授は、労働法の領域においてアメリカやフランスを参考にした「手続型ポジティブ・アクション」のアプローチを日本で取り入れる際には十分な注意が必要であると述べました。その理由として、日本の近代的制度は社会の中に十分に根づいておらず、ポジティブ・アクションの具体的手法によっては日本が前近代的な社会に回帰する恐れがあるということが説明されました。嵩さやか助教授は、日本は実践的な目的(少子化問題や雇用問題の解決)のための手段または方策としてのみポジティブ・アクションを採用することを認めることになるであろうと述べました。

フランスの報告者からも「discrimination positive」という言葉に対し慎重であるべき旨の意見がありました。Danièle LOCHAK教授は、「discriminer」という言葉は語源的には「区別する」という意味しか持たないが、法律的には「discrimination」のネガティブな含意として「差別」という意味を持つようになったことを理解しておく必要があると述べました。また、LOCHAK教授は法的には、「discrimination」は基本的に禁止されるべきものであり、したがって、直接的/間接的な差別は不平等をもたらす、またそれを深刻化させ



るため禁止されるべきであるが、「discrimination positive」措置は形式的な法的平等ではなく実質的な平等を復元することを目的としていることを説明したうえで、「discrimination positive」とはポランタリスト(主意主義者)の政策として講じられ、事実上の不平等を縮小するために、あるカテゴリーやグループに属する人々を優遇して、その不利な立場を補うための特別待遇(優遇措置 mesures préférentielles)を指していると主張しました。しかし、「discrimination positive」という表現はまだ固定的・画一的な定義を持つものではありません。いずれにしても特別待遇は人々が承認するのをためらうものです。LOCHAK教授は、こうした困難を考慮してもなお特別待遇はフランスの体系的差別(discrimination systémique)を阻むための唯一の手段としてとらえているため、フランスでは特別待遇を拒否することには消極的であるとまとめています。LOCHAK教授は長い間「discrimination positive」という用語を使うことに反対してきましたが、この言葉が普及したことを明白な事実として認めています。しかし「discrimination positive」という用語の誤解と誤用から生じる意図しない、あるいは不本意な結果を招くことには懸念を表明しています。

Janine MOSSUZ-LAVAU氏は「discrimination positive」という表現に慎重な姿勢を崩していません。「discrimination positive」という表現は矛盾でしかない、むしろ「action positive」の方がよいと述べました。

David CAPITANT教授は「discrimination positive」は矛盾した言葉というよりむしろ、冗漫な言葉だと述べました。差別の内容は、優遇される側から見れば必然的に肯定的(積極的)であり、逆に優遇の対象から外れた側からは否定的(消極的)になるのであって、この「discrimination」という言葉自体「positive」と「négative」の両方の意味をもつといえるからです。法律家から見れば、差別にも合法か違法かしかありません。だとすれば、「positive」な差別か「négative」な差別かではなく、「justifiée」な差別(正当化された差別)、「injustifiée」な差別(正当化されない差別)といった方がいいと考える立場です。したがって、「discrimination」という言葉だけで十分で、余計な形容は不要であると述べています。

Gwénaële CALVÈS教授は「discrimination positive」という表現の恣意的な使用や歪曲した濫用を否定することの必要性は認めていますが、この用語の正しさを主張しています。自身の著書でも、また7月に東北大学で行った報告の際にも述べられているように、CALVÈS教授は、「discrimination positive」は「婉曲的な表現」とは対極に位置するという意味で正しい表現だと考えているのです。回りくどい表現を使うより、「discrimination positive」という言葉は明確で直截的な表現として優れているのです。「discrimination positive」は積極的な目標を持つ措置(具体的な平等、つまり実質的な平等を推進する措置)ではありますが、それでもこの目標達成のために「特別の配慮」が差別という形で現れることがあります。この場合の差別は、抑圧、締め出し、侮辱といった違法で専制的差別とは根本的に違っていると主張します。「discrimination positive」の適用を認めるための基準と定義を設けることが、この表現の濫用や誤解によって引き起こされる問題を未然に防ぐためにも必要であると、CALVÈS教授は主張しました。

同じ趣旨の発言として日本の報告者からも「discrimination positive」の詳細な基準(critères, conditions)の必要性を強調する意見がありました。山元一教授は、日本の憲法学説は、差別状況の革新的な改善への期待と逆差別の危険に対する漠然とした疑義から生じる不安とに引き裂かれていると言います。その結果、日本の憲法の学説は「合理的差別」と「非合理的な差別」を分けることで「discrimination positive」を理解しているのです。そのような区別を背景として、明確な基準と厳密に定められた適用範囲、つまり根拠や目的、手段が合理的な範囲に限って、実質的な平等を確保するための特別措置であるポジティブ・アクションが合憲と認められることとなります。

ポジティブ・アクションの射程を厳密に定める必要性は報告者が誰しも認めることです。そのなかで、MOSSUZ-LAVAU氏が「discrimination positive」という表現では限界を見失い、かえって悪影響を生じさせ生産的でないとするのに対し、CALVÈS教授は明確さと厳密さをもつ「discrimination positive」という用語でポジティブ・アクションの持つ意味をはっきりさせることができ、それによってポジティブ・アクションのダイナミズムが妨げられることはない(適用領域の拡張を妨げない)としています。MOSSUZ-LAVAU氏は、パリテ法は政治参加以外の領域に適用することができるのかという質問に対し、パリテ法により「パリテ文化」(culture paritaire)が社会の全領域に広がる可能性は大いにあるが、言葉の誤解がその足枷にならないように気をつけなければならないと答えています。逆にCALVÈS教授は「discrimination positive」という表現を限定して使用することで、優遇措置全体の中に特別措置の範疇を画定することができる」と述べました。これはLOCHAK教授の批判に

答えるものであり、「discrimination positive」という表現を限定して使用することで優遇措置全体を分かりやすく説明することができる」とし、また「discrimination positive」という用語を誤用することもなくなるという主張であるといえます。「discrimination positive」という用語に反対する人たちの懸念に対して、CALVÈS教授は「discrimination positive」措置はメインストリーミング的手法を通じて実質的に差別を予防する側面も持っていることを説明しました。

「Discrimination positive」という表現の再検討

CAPITANT教授の意見に戻りますと、「discrimination positive」は矛盾した表現であるとか冗漫な言葉であるという否定的な議論には、ある程度の回答が出せるのではないかと考えます。本来「discrimination」の持つ意味が「区別」であるということは、国民という集団をある特定の判断で区別して、選出された集団に特別の配慮や恩恵を与えることがあるということです。これは福祉政策と同様の状況ではないでしょうか。差別か区別かの選択は、違法か合法か、分ける際に不当な理由や不合理な基準などによるかどうか、またなされる処置が妥当かどうかの問題に帰着するはずで、差別の内容が、「優遇される側から見れば必然的に肯定的(積極的)であり、逆に優遇の対象から外れた側からは否定的(消極的)になる」と述べるCAPITANT教授は、差別が違法か合法かを重要視すべきとしています。しかし、福祉政策は人を区別し選出して特別の配慮を与えるものですが、福祉政策も対象から外れた人から見れば、差別(違法性を感じさせる行為)であるということになってしまうのではないのでしょうか。対象から外れた人たちが区別または選択の基準あるいは判定に不服を感じ納得できなければ、逆差別を受けたと感じるのではないのでしょうか。「discrimination positive」は過去に不当な理由や不合理な基準で不利益を受けた人々をpositiveなやり方(援助・支援)で助けることであると言えるはずで、社会福祉の対象は差別でハンデキャップを負わされた人々ではありません。自分の意思と関係なくハンデキャップを負わされた人を救済することが、福祉政策より違法性が高いと議論することは難しいはずで、なぜ差別を意味する「discrimination」という言葉を使う必要があるかと言えば、差別によって不利益を受けた人々を救済することを目的としているからです。これによって社会福祉との区別が可能になります。そして「positive」とは「discrimination positive」による配慮または措置が過去に受けた差別の報復や奪われた利益の篡奪(negativeな差別)ではないことを意味するのです。

「Discrimination positive」という表現からの比較法の再検討

東北大学法学研究科の植木俊哉研究科長による開会の挨拶の中に「経験やアプローチを比較対照する機会をもつことによって(…)フランスの参加者に対しては日本法の発展についてますますの理解を可能にし、また日本の参加者に対しては変化の只中にあるフランス法の複雑さをますます把握しうるものとなりますようお願い申し上げます」という言葉がありました。この点で、「単に表層的に比較をするだけでは国の抱える問題点を考えることはできないが、無私で公平な利害を超越した客観的な比較法をきちんと行えば、きっと国の抱える問題点をより明晰に考察することができるでしょう」とのCALVÈS教授の言葉は参考になると思います。

9月16日のパリシンポジウムで、「ポジティブ・アクションとは何か」という問題を、それぞれの国内のコンテキストで考えて表層的な比較をしても意味がないということを再認識できました。比較法が直面する各国の「特殊性」の問題について、報告者の誰もが、ポジティブ・アクション措置がコンテキストに関係すること、ポジティブ・アクションを風土に馴化させる必要性を強調しました。日仏の比較法の議論において「discrimination positive」という表現の本当の意味が理解されるためには、単に原型となるポジティブ・アクションを自国の状況に適合させるためにそのまま受け入れたり、逆に押し戻したり、あるいは言葉の意味を曖昧なままとしておくのではなく、適切な言葉で平等を実現するためにポジティブ・アクションを再検討する必要があるということ認識できたのも、9月16日のパリのシンポジウムのひとつの成果だと思えます。

イザベル・ジロドゥ 研究員 Isabelle GIRAUDOU

パリシンポジウムの報告内容につきましては、当センターのHPに掲載されております(<http://www.law.tohoku.ac.jp/COE/>)。





1



2



3



4



5



6



7



シンポジウムはパリ行政控訴院の法廷を会場に開催された



全体ディスカッション



植木俊哉東北大学法学研究科長による開会挨拶



司会を務めてくださったダヴィッド・カピタン教授(パリ第1大学)



COE拠点リーダーの辻村教授(中央)と行政控訴院長のラシーヌ氏(右)、シンポジウムの司会を務めたカピタン教授(左)

- 1 『ポジティブ・アクション』、『アファーマティブ・アクション』と “discrimination positive” という概念の比較的分析」辻村みよ子(東北大学教授、COE拠点リーダー)
- 2 『ヨーロッパ法およびフランス法における差別概念の考察』ダニエル・ロジャック(パリ第10大学教授)
- 3 『日本法における差別概念の考察』山元一(東北大学教授)
- 4 『予防的に女性に認められる優遇措置の合憲性:仏米の比較考察』グウェナエル・カレヴェス(セルジ=ポントワーズ大学教授)
- 5 『選挙によって選出される議員職と公職への男女平等参画』ジャンヌ・モスユ=ラヴォ(フランス国立科学研究庁・政治研究センター主任研究員)
- 6 『雇用および社会保障分野における男女平等促進措置と日本法』高さやか(東北大学助教授)
- 7 『手続型ポジティブ・アクション』理論の内省的考察」水町勇一郎(東京大学助教授)



カーヴでのレセプションの様子

Symposium

11.26(土)13:00 ~ 17:40 仙台国際センター白檀にて

第4回東北大学男女共同参画シンポジウム

「どこまで進んだ大学の男女共同参画」が開催されました

| | |
|------------------------|--|
| 13:00 13:15 | <p>総長特別賞授与式 理学研究科 教授 小谷元子(猿橋賞受賞者)</p> <p>沢柳賞 授賞式 総長 吉本高志</p> <p>審査結果および講評 男女共同参画委員会 委員長 野家啓一</p> |
| | <p>研究部門: 法学研究科 ジェンダー法・政策研究センター研究員 矢野恵美 「スウェーデンにおけるドメスティック・バイオレンス対策 男女共同参画推進とDVに関する一考察」</p> <p>活動部門: 経済学研究科 助手 石垣政裕 「父親の家庭教育参加を促進するお父さんたちのネットワークの組織・拡大」</p> <p>プロジェクト部門: 経済学研究科 博士後期課程 畠山正人 「農村女性の起業活動を通じた成長と地位向上およびその際の学習に関する調査研究」</p> <p>[特別賞] 文学研究科 博士前期課程 松崎瑞美 「近世武家社会のジェンダー・システムと女性の役割」</p> <p>プロジェクト部門受賞者受賞の言葉</p> |
| | <p>受賞講演 「スウェーデンにおけるドメスティック・バイオレンス対策 男女共同参画推進とDVに関する一考察」 研究部門受賞者 矢野恵美 「父親の家庭教育参加を促進するお父さんたちのネットワークの組織・拡大」 活動部門受賞者 石垣政裕</p> |
| | <p>第1回(2003年度)沢柳賞プロジェクト部門受賞者の成果報告講演 「女子高校生へのサポート状況からみたアメリカの高大連携」 教育学研究科 助教授 小川 佳万 博士後期課程 今野真希 「ウイメンズ・リブ、フェミニズム、男女共同参画 仙台地域の事例を中心に」 環境科学研究科 博士前期課程 勝又梨穂子</p> |
| 14:15 14:40 | <p>ポスター講演・休憩 沢柳賞 シンポジウム参加大学における男女共同参画の取り組みの紹介</p> |
| 14:40 | <p>大学の男女共同参画 現状と課題特別講演 「大学の男女共同参画と学術の発展」東京大学社会科学研究所教授 大沢真理</p> <p>パネルディスカッション パネリスト: 大沢真理(東京大学社会科学研究所教授) 金井篤子(名古屋大学男女共同参画室長) 弓削尚子(早稲田大学法学大学院助教授) 長沼誠子(秋田大学学長補佐) 鈴木厚人(東北大学副学長・前東北大学男女共同参画委員会委員長) コーディネーター: 辻村みよ子(東北大学男女共同参画委員会副委員長)</p> <p>(その他の参加校 / 一橋大学・東京工業大学・山梨大学など)</p> |
| 17:40 | <p>閉会挨拶 野家啓一(総司会: 米永一郎 金属材料研究所助教授) 「大学等における男女共同参画を推進するためのネットワーク」構築の呼びかけ採択</p> |



吉本高志総長による開会宣言



大沢真理東京大学社会科学研究所教授による基調講演



パネルディスカッション



野家啓一男女共同参画委員会委員長による「大学等における男女共同参画を推進し、ネットワークを構築するための呼びかけ」紹介

本シンポジウムにおいて、「大学等における男女共同参画を推進し、ネットワークを構築するための呼びかけ」が採択されました。

「大学の男女共同参画と学術の発展」パネルディスカッションにつきましては、次号に詳細を掲載致します。



矢野恵美本COE研究員による受賞講演



小川佳万本COE学内協力者今野真希博士後期課程院生(ポスターの前にて)

Seminar

2006.2.10(金)13:00 ~ 16:45 日経ホールにて

第5回 東北大学100周年記念セミナーが開催されます

主催 / 東北大学・日本経済新聞社

企画・担当 / 東北大学文学研究科COE「社会階層と不平等」研究教育拠点

東北大学法学研究科COE「男女共同参画社会の法と政策」研究教育拠点

第1部

「誕生から死までの法学、政治学、社会学」

- ① 人工生殖を考える(水野紀子 東北大学法学研究科教授)
- ② 安心して冒険できる社会へ(佐藤嘉倫 東北大学文学研究科教授)
- ③ ポジティブ・アクションの功罪(辻村みよ子 東北大学法学研究科教授)
- ④ 葬送・墓・遺影の伝統と変化(鈴木岩弓 東北大学文学研究科教授)

第2部

「日本の家族・企業・社会の未来とジェンダー」

基調講演 上野千鶴子 東京大学大学院人文社会系研究科教授
八代尚宏 国際基督教大学教養学部教授
長谷川公一(東北大学文学研究科教授) 辻村みよ子
ディスカッション 総司会: 原純輔 東北大学文学研究科教授

内容の詳細については
<http://www.law.tohoku.ac.jp/COE/>
をご参照下さいますようお願い致します。

平成17年度COE留学生紹介

B クラスタ－[雇用と社会保障]



イ・シングン
이신금・Lee Shin Gum
出身国および出身大学:
大韓民国、成均館大学

研究テーマ:「法における介護」
従来女性のシャドウワークとして行われてきた高齢者の介護は、周知の通り身体的援助に加えて精神的援助即ち感情労働が潜在している。現在、身体的援助の介護行為は多くの低賃金女性労働者や女性ボランティアによって担われている。他方、感情労働の側面は重要であると思われるが、法的議論は必ずしも十分とはいえない。介護提供契約や介護行為の実態を踏まえて、ジェンダー・法・介護の狭間における立法的・政策的研究を深めたい。

C クラスタ－[家族]



テムエリコリト
Temuergaolitao
出身国および出身大学:
中国内モンゴル、
内モンゴル大学

研究テーマ:「中国婚姻法における婚姻制度についての研究」
「中華人民共和国婚姻法」は1950年に制定され、その後1980年と2001年に二回にわたって改正が行われました。私は中国婚姻法の史的発展に沿って、日本の婚姻制度との比較法制度的視点から婚姻法の基本原則、結婚の条件、婚姻の効果および離婚原因、離婚財産分与等の諸問題をジェンダー的視点も踏まえて検討したいと考えています。

C クラスタ－[家族]



ポー・ティホンダオ
Vo Thi Hong Dao
出身国および出身大学:
ベトナム、The Ho Chi
Minh City University
of Law

研究テーマ:
家族法の婚姻外夫婦財産制や婚姻外で生じた親子関係問題に関して家族法の「ジェンダー」の規定について日本家族法とベトナム家族法とを比較しながら研究しています。

D クラスタ－[身体・セクシュアリティ]



ソ・ウニョン
소은영・SOH Eunyoung
出身国および出身大学:
大韓民国、梨花女子大学

研究テーマ:
韓国ではジェンダー法学(法女性学)を専門として勉強しております。修士論文のテーマは「性暴力の被害者の権利保護についての研究」で、法律によって保障されている権利や性暴力における様々なステレオタイプの批判に焦点をあてました。現在は、女性の身体をめぐる諸問題、例えばセクシュアリティ、ヴァイオレンス、リップダクティヴ・ライツなどのテーマに興味を持って研究しています。また以上のテーマにとどまらず、ジェンダー法学とは結局、女性が自分の経験に基づいて自分の言葉で話したことを取り入れていくべきものだと思いますので、例えば女性が感じている危険であるにもかかわらず、従来の伝統的な法理論の対象に含まれてこなかった領域にも関心を広げて研究したいと思います。

E クラスタ－[人間の安全保障]



チョ・ユンス
조윤수・Cho Youn Soo
出身国および出身大学:
大韓民国、翰林大学

研究テーマ:
1965年の日韓基本条約と「従軍慰安婦」問題について研究しています。1965年日韓会談で「従軍慰安婦」問題は提起されたのか?日韓会談で提起されたが無視されたのか?それとも、「従軍慰安婦」問題は10年間の日韓交渉の中で認知すらできなかったのか?だとすれば、なぜ、「従軍慰安婦」問題が10年の交渉の間、提起されなかったのかといった点に関心をもっています。1990年から10年余りの間、従軍慰安婦問題についての研究は歴史的観点からは一定の成果をあげており、現在も「従軍慰安婦」問題解決のために様々な観点から絶えず研究が行われています。しかし、外交交渉の過程としてこの問題を扱った研究はいまだないのが実状といえます。私の研究では従軍慰安婦問題の歴史的特殊性の観点からの研究ではなく、日韓両国間の外交的な摩擦、葛藤、交渉の過程における「従軍慰安婦」問題を検討したいと思います。

E クラスタ－[人間の安全保障 (COE RA)]



ソブコ・オーリガ
Olga Sobko
出身国および出身大学:
ロシア、Novosibirsk
State University

研究テーマ:「女性組織と民族紛争」
現在、国際社会の拠っている「人間の安全保障」の考え方からすると、紛争下の人間の安全保障が欠かせないものである。ただし、そこでは女性の役割、特に、紛争解決プロセスへの女性の参加が少なく、あるいは無視されているといえる。政策を立てる政治家の多くは男性であることが現実であり、それでは紛争の解決に関する視野に限界がある。より有効な紛争解決のメカニズムを構築するため、母親である女性の視点からの政策も検討されるべきであろう。そこで、安全保障論と紛争解決についての知識を活用し、民族紛争と女性組織の関係、そして紛争解決メカニズムと女性組織との関わりを研究している。

研究会報告

日本における女性と訴訟：
セクシュアル・ハラスメントを事例として

Litigation and Women in Japan: The Case of Sexual Harassment

ニューサウスウェールズ大学(オーストラリア) レオン・ウォルフ(Leon WOLFF)助教授

2005.9.15[木] 学内研究会

【Bクラスター(雇用と社会保障)主催・担当: 松井智予助教授】

法学部棟2階 大会議室 15:00~

訴訟は、社会的イシューの解決方法というだけでなく、社会的正義や権力者の状態を規定し、象徴する。日本型訴訟回避社会のなかでセクハラ訴訟はどう位置づけられるのだろうか。日本の訴訟回避については、文化・経済・政治・制度など色々な説明が存在する。特にセクハラに関しては、個別の問題解決よりはNGOなどの問題喚起の場として訴訟が用いられ、高い勝訴

率を上げてきた。ここでの法律・訴訟は、個別の権利獲得を保証するゴールではなく、コミュニティの分割・再構築の過程で利用される、メディア・NGO・会社等の諸制度と並ぶ社会的価値実現のためのツールと捉えられよう。

男女雇用機会均等法の改正により、セクハラ防止の主たる担い手は法廷から会社が変わった。コーポレー



トガバナンスを通じた私的な政策実行では問題が相対的に隠滅されやすくなると危惧されたが、実際には訴訟は減少せず、訴訟内容も職能別採用の差別等へ変化している。訴訟と同様会社も、場合により政策達成の有効なツールとなりうるだろう。



10月6日(木)に行われた研究会は、本COE・Cクラスター事業推進担当者である久保野恵美子東北大学大学院法学研究科助教授による「被虐待児保護と家族支援の法的側面」というテーマのものであった。日本における虐待を受けた児童の保護や家族による子どもの養育支援の法制は発展途上にあるのに対して、

英国や仏国では1989年頃までに制度枠組みが構築され、その長短につき既に一定の議論の蓄積がある。報告では、2004年の児童福祉法及び児童虐待防止法改正の成果と残された課題の整理を前提に、英国と仏国の制度の対照的な特徴について、報告者が傍聴した裁判手続の様子などを交えて紹介がなされ、被

被虐待児保護と家族支援の法的側面

東北大学法学研究科 久保野恵美子助教授

2005.10.6[木] 学内研究会

【Cクラスター(家族)主催・担当: 水野紀子教授】

法学部棟2階 大会議室 16:30~18:00

虐待児保護以外の児童福祉に関わる施策や少年司法を視野に入れつつ親権者との極端な対立構造を避けうる制度を設計する必要性が強調された。報告後の議論では、主に日本の制度の実践的改善策の視点から、通報義務のあり方や家庭裁判所拡充の可能性等につき、活発な議論が行われた。

『対話可能性』と教育

ネオリベラリズム、ミタリズム、ナショナリズム
に対するフェミニストの抵抗Conversability and Education: Feminist Resistance against
Neoliberalism, Militarism, and Nationalism

プリティッシュ・コロンビア大学(カナダ) ジェニファー・チャン・ティベルギアン(Jennifer Chan-Tiberghien)助教授

2005.10.13[木] 学内研究会

【Fクラスター(教育)主催・担当: 生田久美子教授】

文系総合研究棟11階 大会議室 16:00~18:00

本研究会でのジェニファー・チャン・ティベルギアン氏の講演の主旨は、グローバル化した社会における教育の役割を、ローティによる「対話可能性(Conversability)」概念を軸として再検討することにあつた。

氏は、「単一民族性」という神話に基づいた日本のnational citizenship(国民=市民)という伝統的な捉え方は、ポストコロニアル、ジェンダー、人種、階層、移民という視点からのみならず、人権規範という視点からも

挑戦を受けていることを指摘した。氏は、市民性(citizenship)の概念を市民参加の日々の活動に基づく「実践的行為」であると新たに規定した上で、教育の目的を「市民性をめぐる競合しあう語り(contesting narratives)」を保証する「対話可能性(conversability)」を促すことであると主張する。さらに、ネオリベラリズム、ミタリズム、ナショナリズムの動向を否定できない日本においては、市民性へのポストモダン・アプローチに立



脚する教育の再構築が一層迫られており、また、そこに日本の市民/家族/国家をめぐる単一性の神話に終止符を打つ道があると言う。

氏の報告は、「法学」と「教育学」の両領域が共有する重要な問題の本質を、グローバルイゼーションという観点から指摘し、教育における「ジェンダー問題」を議論する際の有効な理論枠を提示していた。

[共通論題] **性的搾取のグローバリゼーション**

[個別論題] **人身取引の構造的分析と国際人権保障**

東北大学情報科学研究科博士課程後期院生 中村文子氏

[個別論題] **人道規範の無差別適用と女性の積極的保護**

東北大学法学研究科博士課程後期院生・日本学術振興会特別研究員 上野友也氏

2005.10.26[水] 学内研究会

【Eクラスター(人間の安全保障)主催・担当: 植木俊哉教授】
法学部棟2階 大会議室 14:00 ~ 17:00

グローバリゼーションの深化に伴い、ヒト、モノ、カネ、情報が国境を越えて行き交うようになり、現在の国際社会の繁栄を支える動因となっている。その一方、これらが、地球環境の破壊、エイズなどの感染症の蔓延、テロリズム・組織犯罪の膨張を促していることも、グローバリゼーションの無視できない否定的側面である。人間の安全保障クラスターでは、ジェンダー問題と関連が深く、グローバル化の否定的影響の一つと考えられるトランスナショナルな性的虐待・暴力の問題を共通論題として設定した。

中村文子氏報告「人身取引の構造的分析と国際人道保障」では、国境を越えた人身取引(トラフィッキング)について、三つの構造的要因から分析が加えられた。三つの構造とは、三種類の二つの対をなす権力関係を意味し、第一は、男女間の差別構造、第二は、貧富の格差構造、第三は、内外の差別構造である。こ

のような差別の構造を、イマニュエル・ウォーラステインの近代世界システム論とヨハン・ガルトゥングの構造的暴力論という二つの理論枠組みを用いて分析することで、トラフィッキングが三つの差別構造を伴う直接的 / 構造的 / 文化的暴力であることを理論的に明らかにした。その中でも、文化的暴力を克服する手段としての人権意識の喚起と定着の必要性が提起された。

上野友也氏報告「人道規範の無差別適用と女性の積極的保護」では、国際人道法の無差別適用とその例外として法的に許容される性を理由とした差別が考察の対象とされた。国際人道法では、人種、民族、信条などを理由とした人道的処遇における差別を禁止する無差別適用が原則規定である一方で、傷者・病者を特別の保護・尊重の対象とする例外規定が存在する。報告では、女性が特別の保護・尊重の対象であるのか、そうであるならば、男性に不利な差別を与え



ることにならないのか、という点について議論された。女性は、性的虐待からの保護と拘禁・監視に関してのみ特別の保護を受け、これに関して男性に対する不利な差別は存在しないので、女性に対する積極的保護が許容されると論じられた。



田村報告は、(1)「ジェンダー平等」の政策分析の際の、新しい類型モデルの提示、(2)ジェンダー平等政策の形成過程を説明する動態モデルの提示、(3)日本の『男女共同参画社会』政策の事例分析から構成されていた。(1)ではジェンダー政策レジーム類型と

して、N.フレイザーのモデルに依拠して、普遍的稼働手モデル、ケア提供者等価モデル、普遍的ケア提供者モデルが提示され、の重要性が強調された。(2)では制度変化が支配的な言説の変化により発生するプロセスにおいて、言説が認知的次元において正しい

だけでなく(正当化)規範的次元において受け入れられる(正統化)ことの重要性が強調された。(3)では、上述のモデルを応用して、日本の「男女共同参画社会」政策の展開とジェンダー平等政策における複数の言説の配置状況の分析が提示された。

ジェンダー平等・言説戦略・制度改革
日本の『男女共同参画社会』政策の展開を事例として

名古屋大学法学研究科 田村哲樹助教授
(名古屋大学男女共同参画室室員を兼任)

2005.11.4[金] 公開研究会
【Aクラスター(政治参画)主催・担当: 川人真史教授】
法学部棟2階 大会議室 16:00 ~ 18:00

**ミラノ大学との
ジェンダー法学交流開始**

パリからの帰途、法学研究科と交流協定のあるミラノ大学法学部を辻村教授が訪問し、2006年3月に同学部(写真右)のジェンダー法学講座で辻村教授が講義をすることなどが決まった。



COEニューヨーク拠点の創設

D(身体・セクシュアリティ)クラスター責任者・事業推進担当者 / 法学研究科教授 齊藤豊治

東北大学ジェンダー法・政策研究センター
ニューヨーク拠点

The Lyric 255 Broadway
West 94th Street New York, NY 10025
TEL +1-646-682-9071

COE「男女共同参画社会における法と政策」は、この分野での先行研究の成果を大量に幅広く吸収しながら、多数の人々の多様な努力で新しい成果を生み出しつつあるものと確信している。プロジェクトは5年計画で、国際的に最高水準のジェンダー研究の成果を上げることが求められている。すでに折り返し地点を過ぎ、これから勝負、マラソンで言うところと30キロを通過したあたりである。2007年夏には、総決算とも言えるべき、国際シンポジウムが予定されている。プロジェクトの現状と課題からいって、ニューヨーク拠点が9月からスタートしたことは、大きな意義を有する。

海外拠点は、パリにいち早く作られ、活用されている。アメリカに拠点をもつことは、かねてからの課題であった。ニューヨーク、とくにマンハッタンは家賃が高いという難点があるが、ジェンダー研究の蓄積のあるコロンビア大学との交流、ネットワークの中心としてのアクセスの良さなども考慮に入れて、ニューヨークに拠点を置くことになった。私は1996年にコロンビア大学の近くで生活した経験があることもあり、窓口となって具体的な準備、段取りをおこなうことになり、3月には現地で見学と調査を行なった。

今回の拠点創設にあたり、いくつかの不動産業者とコンタクトを持ったが、結局、日日本不動産という日系の業者に適当な物件を探してもらうことになった。担当者の水野俊子さんには、あらゆる面でお世話になった。アパート経営者は、一般に入居者が頻繁に入れ替わるのを嫌がる傾向がある。どいわけ、ニューヨークでは2001年の9・11同時多発テロ以降、外国人である居住者が頻繁に入れ替わるような形は敬遠されるようであるが、今回の折衝を通じて、東北大学の信用がものをいったと実感している。水野さんには、万一のトラブルの際にも援助していただくよう、パーマナント・ゲストになってもらい、立ち入りを認めてもらうようにした。

ニューヨーク拠点は、マンハッタンの北西部に位置しているアパートであり、The Lyric と

いう名称の建物の12階にある。所在地は255 Broadway 94th Street, New York, New York, 10025 である。交通は、地下鉄1号線を使って、96番街で下車し、進行方向とは逆の94番街の南西(SW)の出口を出るとすぐである。ブロードウェイに面しており、建物は、交差点の北西(NW)の角で、1階に銀行とスターバックスが入っている。銀行の前からハドソン川の方向に坂を下ると、すぐに玄関がある。2000年に築造したものであり、寝室とリビング兼食堂の2室である。寝室は狭いが、リビングは広い。食卓と兼用ではあるが、大きめの机を用意し、仕事ができる空間をつくった。ベッドは一つであるが、リビングのソファが広いので、これを利用すれば、二人の滞在も可能である。電話は、9月24日以降に繋がりに、29日からはインターネットおよび電子メール通信が可能となった。生活空間としても、仕事のスペースとしても、快適である。管理事務所は2階にあり、ドアマンが24時間態勢で、入口で来訪者の受付、不審者の出入りのチェックや配達品の管理を引き受けてくれる。

部屋はブロードウェイとは反対側の西側に面して静かであり、ハドソン川をのぞむ位置にある。近くにコンビニやレストランがあり、買い物や食事にも便利である。交通の便も良く、96番街駅から北へ3つ目の駅がコロンビア大学駅である。歩いて20分はかからないであろう。タイムズスクウェアへは地下鉄を利用して10分余りであり、さらに南にいくと、ニューヨーク大学がある。

部屋は家具つきではないこともあって、移動日も除くと実質1週間程度の滞在で生活のスタートの準備をするのは、大変ハードな仕事であった。水野さんから情報をもらって、専門店をまわり、限られた予算の中で買い揃えていったが、寝る時間と食事の時間以外は、ほとんど休憩なしの状態であった。そのなかで、教育学研究科の生田久美子先生とCOE RAの尾崎博美さん、経済学研究科の末松和子先生が2日間、応援に駆けつけて下さったことで、大いに助けられた。インターネット、電話等はケーブルテレビ会社との契約をしたが、結局、滞在中には工事ができず、Lexisの接続は折から渡り中の法学研究科の芹澤英明教授にワシントンから来ていただいた。これらの方々には、深謝したい。

ニューヨーク拠点の形成は、コロンビア大学との交流の実現を念頭においている。しかし、同大学との間で正規の国際交流協定が締結されているわけではない。拠点の利用者は、最

大限3ヶ月のビザなし入国を前提としており、教員も大学院生や研究生も、正規の留学生の扱いとはならない。今回、Institute for Research on Woman and Gender(ジェンダー研究所)を訪問し、所長にはCOEプロジェクトの趣旨を説明し、依頼をしてきた。研究所が開設している2005年秋学期の講義課目のカタログをアパートにも用意しておいたが、クラスへの参加には、担当教員の許可が必要である。ただ、正規の講義とは別に、一般市民にも公開されている研究会があり、内外の優れた研究者がやってきて、報告をしている。研究所の掲示板に注意をして、できるだけ参加することが望ましい。ロー・スクールは訪問したものの、時間がなくディーンには会えなかった。ロー・スクールの図書館や大学の付属図書館には、所定の手続きをすれば、自由に利用できる。ロー・スクールの図書館の受付では入館許可証がもらえるが、正規の学生ではないので、LexisやWest Lawの利用は認められない。Lexisは、アパートのコンピューターからアクセスできるようにした。

個人的な体験であるが、1980年にはじめてニューヨークに行ったときには、街は荒廃した印象があり、ごみが散乱し、紙くずがビル谷間に風に舞っているという状態であり、治安も悪く、アメリカで最も危ない都会であった。その後は、行くたびに街がきれいになっており、今では大都会としては、アメリカで最も安全な街になっているともいわれる。日本では、しばしば、ジュリアー二前市長が犯罪に厳しい対応をしたことの結果であるとの紹介が行なわれている。しかし、それは真相の半分でしかない。何より先住民自身が街をきれいにする活動を展開し、清掃をしたり、花を植えたりして、住みやすい街にしようと努力してきたことの結果でもある。ただ、あれだけの大都会であるから、何が起ころうとも不思議ではない。むやみに不安がる必要はないが、夜間、人通りの少ない所は余り行かないこと、戸締りをしっかりすることなど、常識的な範囲で安全に心がけてほしい。

とにかく、衛星は軌道に乗った。法学研究科の院生でCOE RAであるイ・シンゲンさんが実質上、最初の利用者として、滞在中に、ニューヨーク拠点は、予想通り、希望者が大変多いようである。ニューヨーク拠点は、2007年8月には閉鎖される。拠点での研究生活は、若い人たちが経験を積んでいく機会であるとともに、COEのプロジェクト研究の海外拠点として、最大限有効に活用していただきたいというのが、私の願いである。



International Partnership for Gender Equity

海外のジェンダー法・政策関係機関との連携

研究協力、市民活動、そして政策へ
カナダ女性の地位庁による研究支援とNPO

犬塚典子 研究員 Noriko INUZUKA

男女共同参画社会における大学・研究機関、市民団体、行政機関の三者関係の理論的モデルを求めて、2005年8-9月、カナダ首都オタワにてCOE特別研究奨励費による調査を行なった。大学関係では、フランス語、英語の二言語によって講義を行なうオタワ大学(L'Université d'Ottawa)の法学部、政治学部、「女性と政治研究所」(Centre de recherche sur Femmes et politique)、「女性学研究所」(Institut d'études des femmes 等)において、カナダと日本の動向について情報交換を行なった。今後の連携としては、2006年7月9日～13日に開催される世界政治学会2006福岡大会(International Political Science Association, 20th IPSA World Congress)に参加する同大学のアンドリュウ理事(Caroline Andrew、女性と政治、地方政治・行政)トレンブレイ教授(Manon Tremblay、議会政治と女性)カーディナル教授(Linda Cardinal、言語政策と女性)が、東北大学本研究センターを訪問する予定である。

オタワ大学の紹介で、多数の市民団体、行政機関から聴き取り調査を行なう機会を得た。オタワ市には、連邦議会、中央官庁、国際機関、政治・市民団体の事務局本部がある。国会議事堂の背後のリドー河対岸には、女性政策・運動において理論的に先駆しているフランス語圏のケベック州がひかえている。多文化社会におけるジェンダー法・政策の研究活動を行なうには最適な場所といえる。

「全国女性と法協会」(National Association of Women and the Law 略称NAWL、ノール)は、1974年にウインザー大学法学部で開かれた会議を契機に設立されたNPOである。法律教育・研究、法制改革の先導によって、女性の権利の平等性を促進することを活動方針としている。女性の不平等問題を、人種、言語、年齢等と交差する構造的な差別(systemic discrimination)ととらえ、研究活動、会議、裁判支援などを行なっている。2005年5月には、オタワ大学法学部、カナダ司法委員会(Law Commission of Canada)等との共催で「家族法にお

ける宗教的仲裁に対する国際的視座」(International Perspectives on Religious Arbitration in Family Law Conference)という会議を開催した。アルジェリア、南アフリカ、インド等におけるイスラム法と女性の法的地位について水準の高い議論が行なわれた。会議報告書は、NAWLのウェブで公開されている(<http://www.nawl.ca/lob-rfl.htm>)。市民運動のネットワークが支える会議、研究成果の公開によって、カナダのジェンダー法学・政治学の発展が促されている。

次に紹介する「女性の地位向上のためのカナダ研究所」(Canadian Research Institute for the Advancement of Women、略称CRIAOWクリオ)は、その名称から国立の研究所と理解されることも多いが、1976年に設立されたNPOである。設立時の目的と当初約10年間の活動は、女性の地位向上に関する学術的著作の出版事業が中心であった。当時は、女性学関係の専門家が大学に職を得ておらず、講座も学術雑誌もなかったため、研究者に学術成果を発表する場を提供するために設立された。そして、次の10年間は、カナダ政府による助成金の交付もあり、独自の研究プロジェクトを実施するようになった。大学とコミュニティ、市民団体をつなぐ研究活動、会議を勢力的に行なっている。その後、社会学を中心として女性やジェンダー問題を扱う学術雑誌が増えたため出版事業は縮小した。現在は、女性・ジェンダーに関する基礎資料を作成し、公務員・警察官の研修、学校・大学での授業、政治家などへ広く普及する活動を行なっている。

NAWLやCRIAOWなどの聴き取りでわかったことは、1989年に政府の政策転換によってNPO助成金が大幅に削減され、そのダメージから立ち直れていないということである。現在、女性・ジェンダー問題にとりくむ研究者、NPOに対する連邦政府助成金の窓口になっているのは「カナダ女性の地位庁」(Status of Women Canada)である。

女性の地位庁は、1976年に設置された女性政策の国内本部機構であり、文化遺産大臣(女性の

NAWL(全国女性と法協会)事務局長
Ms. Bonnie Diamond(Executive Director)CRIAOW(カナダ女性の地位向上のための研究所)
事務局長Ms. Lise Martin(Executive Director)

地位庁担当)によって統括されている。ジェンダーの平等性と、経済的、社会的、文化的、政治的生活への女性の完全な参加をめざして連邦政府の施策を実施する。特に、女性の経済的自立と福祉、女性と子どもに対する構造的な暴力の撤廃、女性の人権向上の3つの領域に力を入れている。研究・NPO活動助成においては「女性プログラム」(Women's Program)、「政策研究基金」(Policy Research Fund)を実施している。助成プログラムは、カナダの研究活動、市民運動、政策展開の水準を高めることに寄与した。たとえば、1985年の「女性プログラム」は、全国を5ブロックにわけて大学間コンペティションを行ない、5つの女性学関係の講座に助成金を交付した。これらの講座は、カナダの大学におけるジェンダー学発展の基礎を築いた。NPOにおいては、現在、前述したNAWLは全活動予算の50%を、CRIAOWは80%を女性の地位庁からの補助金に負っている。このような研究助成、NPO助成事業は、男女共同参画社会の形成という新しい政策には欠かせないものであるが、政権の変化によって大幅に削減される可能性もある。大学・研究機関、市民団体、行政機関の連携という三者関係に加えて、政治という一辺を加えた四角形のモデルを精緻化していくことが、男女共同参画社会の基礎理論形成の課題であると認識した。

「カナダ女性の地位庁」研究部部長
Dr. Zeynep Karmen
(Director of Research Directorate)

NAWLによる調査報告書・出版物



2000年に立てられた連邦議会の記念像。1929年の「パーソンズ判決(Persons Case)」(「女性是人か」訴訟)において、女性が、英国領北アメリカ法の定める上院議員資格者(person qualified)であると認められたことを記念している。

関連学会・研究会日程 2005.12 - 2006.2

| | | |
|---|--------------------------------|---|
| <p>2005.12.2 [金] 15:30 ~ 17:30 法学部棟2階 大会議室 ジェンダー法学会プレ企画</p> | <p>Dクラスター主催 担当: 齊藤豊治教授</p> | <p>「性的権利の刑法的保護」 琉球大学法務研究科 森川恭剛助教授</p> |
| <p>2005.12.3 [土] 10:00 ~ 11:20 仙台国際センター2階 萩の間 ジェンダー法学会プレ企画</p> | <p>Eクラスター主催 担当: 植木俊哉教授</p> | <p>「国連『北京+10』会合と人権小委員会の動向報告」 文京学院大学外国語学研究科 山下泰子教授 第二東京弁護士会 林陽子弁護士</p> |
| <p>2005.12.3 [土] 12:20 ~ 13:50 仙台国際センター1階 大ホール ジェンダー法学会プレ企画</p> | <p>映画「ベアテの贈り物」上映</p> | |
| <p>2005.12.3 [土] 4 [日] 仙台国際センター2階 萩の間</p> | <p>ジェンダー法学会第3回学術大会</p> | |
| <p>2005.12.15 [木] 14:00 ~ 法学部棟2階 大会議室 学内研究会</p> | <p>Bクラスター主催 担当: 田中重人講師</p> | <p>「イギリスにおける女性パートタイム労働者への平等法理(仮)」 東北大学法学研究科博士後期課程院生 阿部未央氏</p> |
| <p>2005.12.19 [月] 15:00 ~ 17:00 法学部棟2階 大会議室 学内研究会</p> | <p>Dクラスター主催 担当: 齊藤豊治教授</p> | <p>「身体としての精神(仮)」 東北大学法学研究科 蟻川恒正教授</p> |
| <p>2006.1.16 [月] 14:00 ~ 17:00 法学部棟2階 大会議室 学内研究会</p> | <p>Eクラスター主催 担当: 植木俊哉教授</p> | <p>東北大学法学研究科博士後期課程院生(COE RA) ソブコ・オーリガ氏</p> |
| <p>2006.1.27 [金] 15:00 ~ 法学部棟2階 大会議室 学内研究会</p> | <p>Aクラスター主催 担当: 山元一教授</p> | <p>「フェミニズムとリベラリズム(仮)」 大東文化大学法学部 石山文彦教授</p> |

お問い合わせ

21世紀COEジェンダー法・政策研究センター
アエルビル19階
TEL:(022)723-1965

東北大学大学院法学研究科COE支援室
TEL:(022)795-3740